

# ばら積貨物船の板厚計測箇所に関する事項

## 改正規則等

鋼船規則 B 編  
鋼船規則検査要領 B 編

## 改正事項

ばら積貨物船の板厚計測箇所に関する事項

## 改正理由

IACS は、就航後の検査の要件を定めた IACS 統一規則 Z7 シリーズ及び Z10 シリーズの一部改正を 2015 年 3 月に採択した。同改正では、ばら積貨物船の定期検査時における板厚計測箇所の例を示す図について、二重船側構造ばら積貨物船の横断面における板厚計測箇所の例が追加されるとともに、一部計測箇所の明確化が行われた。

また、倉口蓋の精密検査及び板厚計測について、倉口蓋内部へのアクセスが不可能な場合の取り扱いが規定されるとともに、タンクの圧力試験を実施する際に提出する圧力試験要領書に記載する内容についても明確化が行われた。

今般、IACS 統一規則 Z7(Rev.22)、Z7.1(Rev.11)、Z7.2(Rev.6)、Z10.1(Rev.22)、Z10.2(Rev.32)、Z10.3(Rev.17)、Z10.4(Rev.13)及び Z10.5(Rev.15)に基づき、関連規定を改めた。

## 改正内容

- (1) ばら積貨物船の定期検査時の板厚計測に関し、二重船側構造ばら積貨物船の横断面における計測箇所例を追加した。
- (2) 倉口蓋の精密検査及び板厚計測において、倉口蓋内部へのアクセスが不可能な場合にあっては、アクセス可能な範囲で検査及び計測を行う旨規定した。
- (3) 油タンカー及び危険化学品ばら積船の定期検査において、タンクの圧力試験を実施する際に提出する圧力試験要領書に記載する内容が明確となるよう改めた。